

2014.11.5
相続の
いろは

節税策の盲点 ⑤

税率低い贈与に振り向け

生前贈与は年110万円の基礎控除の範囲内なら非課税になる。だが、基礎控除に縛られず、贈与税を支払った方が得になる場合もある。

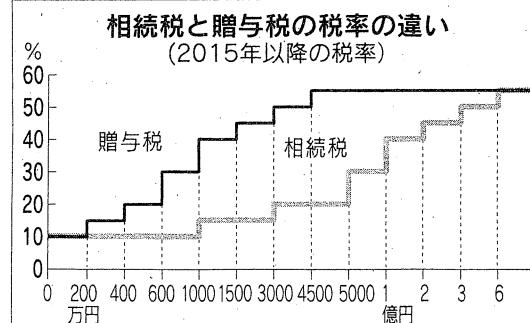
贈与税はグラフのようにならざるを得ない。基礎控除後の課税標準に対し200万円以下だと10%、それを超える400万円以下の部分は

15%といった具合だ。節税策で重要なのは相続税と贈与税の税率の違いだ。3億円の相続には45%の相続税率がかかるため、税率の低い贈与に資産を振り向け、相続資産を減らした方が得になるケースがある。

5億円の資産を持つAさんが相続人の子2人に毎年1000万円ずつ贈与したとする。三菱UFJ信託銀行の試算では、10年間1000万円ずつ、計2億円を贈与した場合、5億円すべてを相続させた場合に比べ47

基礎控除に縛られず

相続税と贈与税の税率の違い
(2015年以降の税率)



(注)贈与税は直系尊属から贈与を受けた場合、金額は基礎控除後の課税価格

どれだけの額を贈与するかは、控除額も考慮に入れた実際の税負担の割合を表す「実効税率」を計算するのがいい。

資産5億円に対する相続税の実効税率は実際の税負担額(1億5210万円)を5億円で割つて30・42%となる。

1000万円を贈与した場合の実効税率は17・7%。贈与した方が得になると、が与低ければ贈与した方が得にならざるを得ない。

(随時掲載)